

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和5年5月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200234号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300005号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和52年から昭和55年11月1日まで

② 昭和56年12月31日から昭和59年7月まで

昭和52年にA社へ入社し、昭和59年7月に退社するまで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格は昭和55年11月1日に取得し、昭和56年12月31日に喪失となっている。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和52年にA社へ入社し、当該期間に同社において勤務していたことから、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日である昭和55年11月1日が誤っている旨主張し、訂正請求している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求期間①に係る請求者の被保険者記録は確認できない上、請求者のA社に係る雇用保険の資格取得年月日は、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と同日である昭和55年11月1日となっていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、A社は平成8年6月に解散していることが確認できる上、オンライン記録によると、同社の事業主は既に死亡していることが確認できることから、請求期間①に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A社は、昭和53年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、請求期間のうち、昭和52年から昭和53

年3月31日までの期間について、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和55年11月1日と記載されており、オンライン記録と一致し、訂正された形跡はない。

- 2 請求期間②について、請求者は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和56年12月31日となっているものの、昭和59年7月に退社するまで勤務していたことから、喪失年月日が誤っている旨主張し、訂正請求しているところ、雇用保険の記録によると、請求者の同社における離職年月日は昭和62年8月31日であることが確認できる。

しかしながら、上述のとおり、A社は、平成8年6月に解散していることが確認できる上、同社の事業主は既に死亡していることが確認できることから、請求期間②に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者原票によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和56年12月31日と記載されており、オンライン記録と一致し、訂正された形跡はない。

- 3 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない旨陳述している上、当該期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先の判明した複数の者に対して照会したところ、1名から回答があったものの、当該被保険者は請求者を記憶していない旨回答しており、請求者の勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。